

第1期

志免町福祉総合計画

志免町
志免町社会福祉協議会

概要版

● 計画策定の趣旨 ●

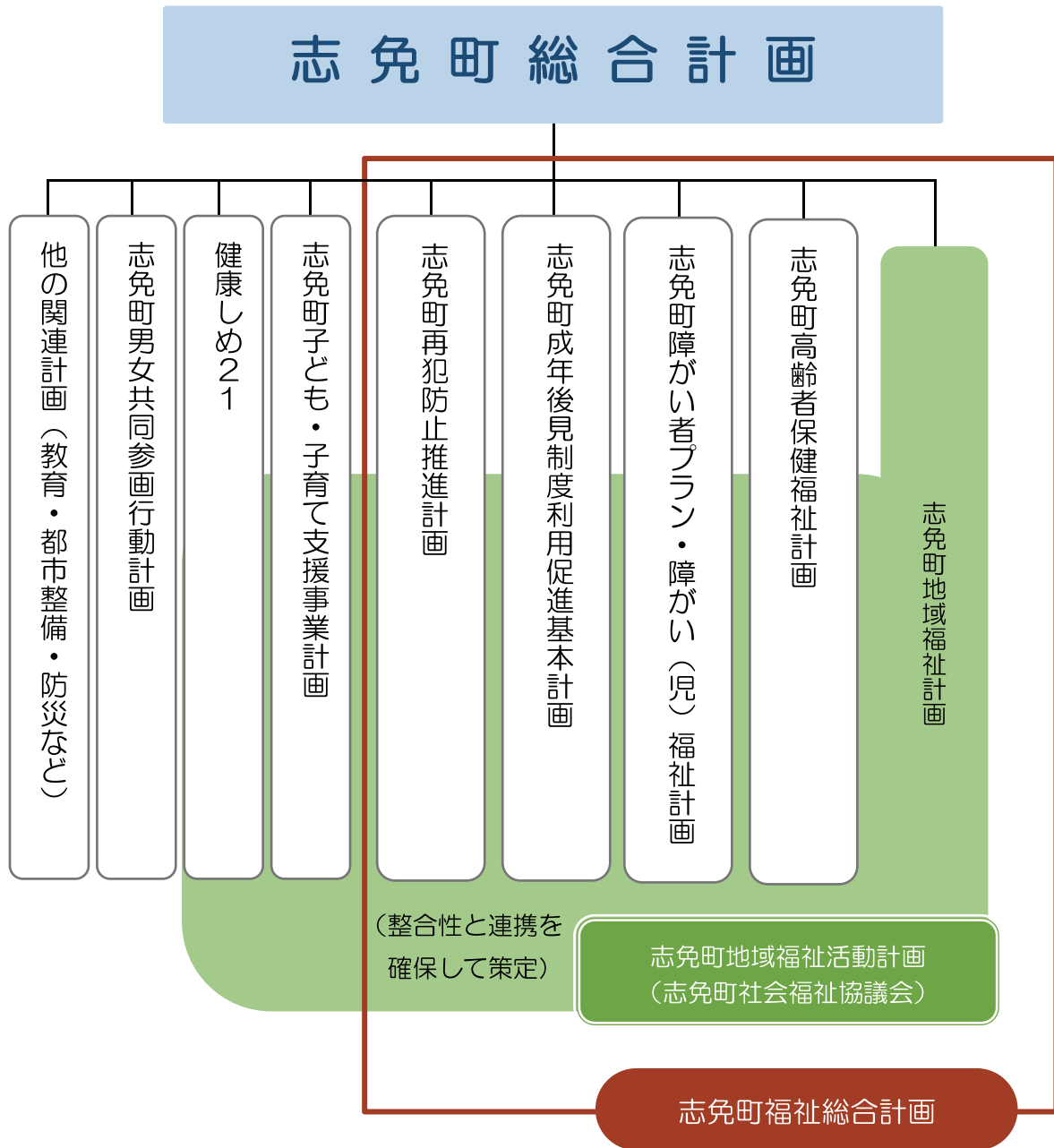
わが国は少子高齢化の進展により、すでに人口減少期に突入しています。いわゆる団塊の世代が今後、後期高齢者（75歳以上）となることは、現在、地域福祉の担い手として地域で活躍されている層が減少することにもなります。さらに、各地では自然災害が頻発し、また新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生などにより、様々な面において「新しい生活様式」の定着が求められており、社会情勢はめまぐるしく変化しています。

このような変化の激しい中で、国の方針として、「地域共生社会」の実現が推進されています。「地域共生社会」とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域に関わる全ての人が『我が事』として、世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりが住み慣れた地域を育み、支えあいながら自分らしく暮らし続けることができる社会のことです。

本町では、これまでも高齢者部門において地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供することで、住み慣れた地域でできる限り暮らすことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んできました。しかし、この理念は高齢者だけではなく、障がいのある人や子ども、子育て中の保護者など様々な住民にも必要な視点であり、従来、縦割りで策定されてきた保健福祉分野の計画を地域福祉の観点から総合的、包括的に計画することで、これまでの取組が相乗的な効果を生み、「地域共生社会」の実現へ近づけるのではないかと考え、令和3年度から施行されるべき各種計画を統合した「志免町福祉総合計画」を策定することとしました。

● 計画の位置づけ ●

本計画は、本町における福祉分野の総合計画として位置づけられます。本計画には、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「高齢者保健福祉計画」「障がい者プラン」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」が内包されています。

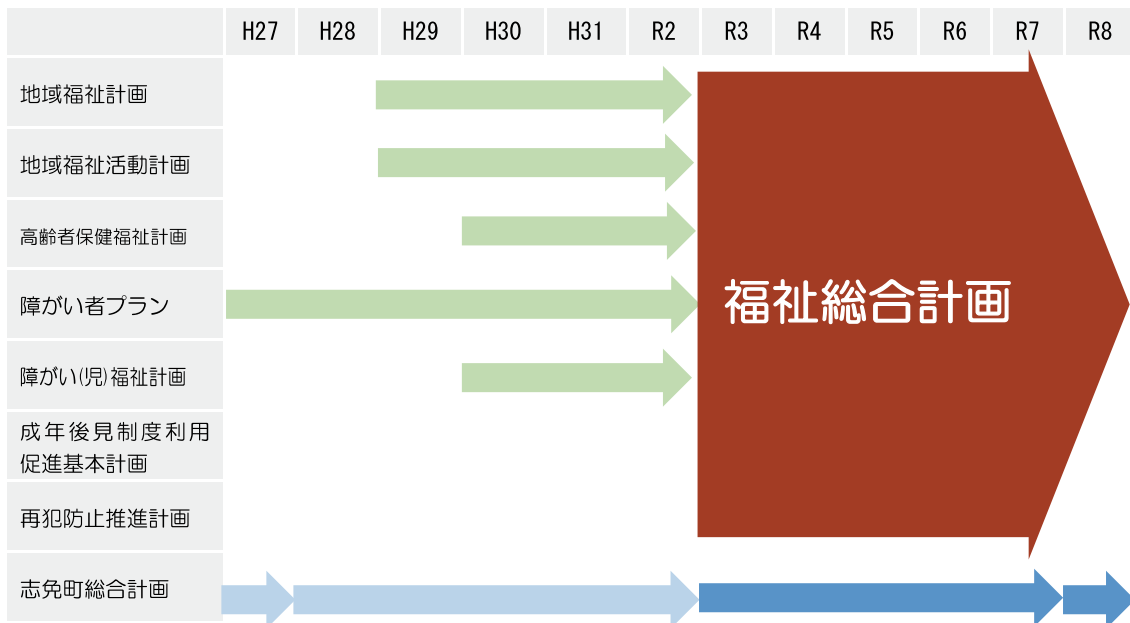


計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

平成28年度に策定された「第1次志免町地域福祉計画・第5次志免町地域福祉活動計画」は平成29年度から5年間を計画期間としており、本来であれば令和3年度に計画の見直しが見込まれる予定でしたが、本計画の策定に伴い、計画期間を1年短縮し令和2年度で終了とします。また、高齢者保健福祉計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、令和5年度にそれぞれ計画を見直します。

なお、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



● 計画の基本理念 ●

本計画は、これまで個別に策定されていた「志免町地域福祉計画・志免町地域福祉活動計画」「志免町高齢者保健福祉計画」「志免町障がい者プラン・志免町障がい福祉計画・志免町障がい児福祉計画」に加え、「志免町再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を一体のものとした計画です。第1期計画である「志免町再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を除き、すでにそれぞれの計画に基本目標が掲げられていることから、今回の福祉総合計画の策定にあたり整合性を図る必要があります。

それぞれの計画の基本理念の根底に流れる「自分らしく」「住み慣れた地域で」という共通部分をくみ取ると同時に、上位計画である地域福祉計画の基本理念の趣旨を最大限活かした福祉総合計画に相応しい理念として、「お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆 ～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち～」を本計画の基本理念とすることとしました。

[志免町地域福祉計画・地域福祉活動計画]

お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆



[基本理念]

お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆

～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち～



だれもが健康で人にやさしく
住み慣れた地域で
安心して暮らし続けられるまち

[志免町高齢者保健福祉計画]



障がいがある人もない人も
ともに支え合い
安心して暮らし続けられるまち

[志免町障がい者プラン・志免町障がい児福祉計画]

重点課題

地域福祉に関する調査によると、これからの「福祉」のあり方について、「行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」との回答が最も高く、59.3%となっています。また、安心して地域のなかで暮らしていくためにできることに関する質問への回答としては、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」との回答が最も高く、49.6%となっています。しかしながら、実際に地域活動をしている割合は、20.9%と低い結果となっています。他項目や自由意見からも、「困っている人がいたら助けたい」等の地域での支えあいを支持する意見が多く見受けられる一方、「時間的余裕がない」「対応の方法がわからず不安」といった理由から行動に移せない人が多いこともわかりました。

町が実施している福祉施策についての情報は何で知るかとたずねたところ、「町の広報誌」と回答した人が最も多く、53.7%となっています。次いで、「家族・友人・知人」(22.1%)、「町の福祉担当窓口」(15.6%)と続いています。しかしながら、審議会の中では、調査とは裏腹に広報誌を見ていない人が多い現状とともに、情報の周知については、課題が残っているとの意見がありました。

このことから、地域に関わりたい想いがあるが関われない現状や、必要な情報が必要な人に届いていない現状を本町の重点課題と考えます。

基本目標

重点課題を解消し、基本理念の実現に向け、本計画は、「総合計画」であることから、各個別計画における横断的な3つの目標を掲げました。

具体的な支援や取組については、各個別計画に記載しています。

[基本目標 1]

必要な支援につながる地域づくり

[基本目標 2]

安心して暮らせる地域づくり

[基本目標 3]

参加が進む地域づくり

基本目標 1

必要な支援につながる地域づくり

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を「地域共生社会」と定義しています。

本計画において課題を抱えたすべての住民に必要なとする支援が届くように、周知するとともに、様々な分野をつなぎあわせる支援や庁内連携を推進し、様々な相談を受け止める支援体制をつくっていきます。

【各分野の取組】

地域福祉分野

- わかりやすく身近につながる支援の充実
- 相談支援機能の充実

高齢者福祉分野

- 高齢者の健康づくり
- 認知症に対する取組
- 穏やかで安らぎのあるまちづくり

障がい者福祉分野

- 生活支援

基本目標 2

安心して暮らせる地域づくり

各地で自然災害が頻発し、報道等を通じて被害の状況を目の当たりにすることで、自然災害の恐ろしさを実感し、不安が募ります。

一方、地域福祉に関する調査結果からは、災害に対する不安感の増大が必ずしも災害時の備えなどの行動につながっていないことが分かりました。

また、これまでにない新たな手口の犯罪事件も発生しています。

地域のつながりが強い地域ほど日常的变化に気づきやすく、日ごろから声かけなどを行うことで事件を未然に防ぐ可能性が高まります。また、認知症の方や高齢者の平時の見守りなどは、普段からの住民一人ひとりの心がけで、安心して暮らせる地域基盤が形作られます。近所の方や町内会、民生委員・児童委員など、手助けしてもらえる様々な方とのつながりを普段から持つておく必要があります。

【各分野の取組】

地域福祉分野	● 安心して暮らせる支援の充実 ● いのちを守る支援の充実
高齢者福祉分野	● 地域での支え合い
障がい者福祉分野	● 保健・医療 ● 生活環境 ● 防災・防犯

基本目標 3

参加が進む地域づくり

地域福祉に関する調査結果からは、市民の4割以上が積極的な近所付き合いをしていないことがわかります。また、年齢階層が低いほど近所付き合いをしていないと回答した人の割合が高くなる傾向にあることもわかりました。

本町には、町内会やシルバー人材センターだけではなく、料理教室やパン教室、麻雀教室、カラオケなどのサークル活動、グラウンドゴルフ、認知症カフェなど様々な活動があります。一つひとつの活動は小規模であるものの、住民にとって地域と関わる選択肢があることが大きな意味を持つと考えています。

また、地域活動促進のためには、人権擁護等が必要です。これらの活動において、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが同じ地域社会の一員として、人格と個性が尊重されることが参加の促進にも繋がります。

【各分野の取組】

地域福祉分野	● 学ぶ機会の充実 ● 地域での参加機会の推進 ● ボランティア活動を参加しやすくする
高齢者福祉分野	● 生きがいのあるいきいきとした暮らし ● ふれあいと交流のあるまちづくり
障がい者福祉分野	● 文化芸術活動・スポーツ等 ● 雇用・就業、経済的自立の支援等

● 関係機関等との連携・協働 ●

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、これらの庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、町内会、民生委員・児童委員協議会、シニアクラブ、福祉事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校、PTA、NPO、障がい者団体、ボランティア団体やその他各種団体などは、地域福祉の重要な担い手となります。

計画の実施にあたっては、町と町社会福祉協議会が一体となって取り組むとともに、地域福祉の担い手がお互いに連携を図り、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要です。地域福祉の担い手との連携が進められるよう計画書は、ホームページや広報誌等で周知を図るとともに、計画の策定にご協力をいただいた関係機関・団体などに計画書を配布し、活動している場を通じた普及、啓発をはじめ、様々な機会を活用して計画の理解と協力を求めていきます。

● 計画の進捗管理 ●

計画の推進にあたっては、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行います。また、地域の状況やニーズ、国の社会福祉制度の動向など、社会経済情勢を踏まえながら、必要に応じて計画の進捗状況や改善点を把握します。

また、「志免町福祉総合計画審議会」を設置し、計画の進行管理を含む評価体制を構築します。

第 1 期 志 免 町 福 祉 総 合 計 画 概 要 版

令和3年3月

発 行

志免町福祉課 志免町社会福祉協議会

志免町福祉課

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央 1 丁目 1 番 1 号

Tel : 092-935-1001 (代表) Fax : 092-935-2456 (福祉課)

志免町社会福祉協議会

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町大字志免 451 番地 1

Tel : 092-937-3011 Fax : 092-936-9067
